

伊勢市観光文化会館ネーミングライツ・スポンサー企業等募集にかかる
質問と回答について

・命名権料の支払いについて

問：契約初年度にその後の期間分もまとめてお支払することは可能でしょうか。

答：契約初年度に一括納入すること可能です。但し、消費税率が改定される場合は、命名権料（契約金額）について、見直しなどの協議を行うこととします。

・伊勢市ロゴ看板の位置変更について

問：向かって左最上部に設置されております伊勢市ロゴマーク看板につきまして、場所を移動させていただき、そちらに名称看板を設置することは可能でしょうか。

答：伊勢市観光文化会館建物の屋上壁面に新しい名称看板を設置するために、既設の伊勢市ロゴマーク看板を移動することは可能です。但し、移動や撤去に係る費用は命名権者の負担とします。

なお、新しい名称看板等を施設の屋外に設置する場合は、三重県との調整が必要となります。